

写

30環第1798号  
平成30年11月5日

鳥羽プロジェクト合同会社  
代表社員 株式会社SUNホールディングス  
職務執行者 大谷 啓 様

伊勢市長 鈴木 健一



(仮称)三重県(鳥羽市)太陽光発電新築工事用地造成事業に係る  
簡易的環境影響評価書に対する意見について

表題の件について、三重県環境影響評価条例第38条の6第1項に基づき環境  
保全の見地から下記のとおり意見を提出します。

記

1. 色彩、素材について

- 太陽電池モジュールの色彩は、周囲の景観と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、ダークグレー又はダークブラウンの中から選択してください。
- 太陽電池モジュールは、低反射（反射光を抑える処置がなされたもの）で、文字や絵、図等が描かれていないなど、模様が目立たないものとしてください。
- フレームや架台の色彩は、太陽電池モジュールと同様に、周囲の景観と調和した色彩としてください。

2. 配置、緑化等について

- 太陽電池モジュールの向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置としてください。
- 施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散して配置したり、植栽するなど、人工物の存在感を軽減させる工夫をしてください。
- 尾根線上への設置は避けるとともに、太陽光発電施設が突出しないように（土地の形状に違和感を与えないように）してください。